

霧島市プレミアム付商品券取扱店募集要項

令和元年7月

1 発行目的

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とし、プレミアム付商品券の換金事務を行う。

2 事業概要

- (1) 名 称 霧島市プレミアム付商品券
- (2) 発 行 元 霧島市
- (3) 発 行 額 総額9億2千5百万円(予定)
- (4) 発 行 内 容 総数185,000冊(額面500円×10枚綴り)(予定)
- (5) 販 売 価 格 1冊4,000円で販売(券面額5,000円)
- (6) 購 入 限 度 額 1人20,000円(5冊、券面額25,000円)
- (7) 券販売期間 2019年10月1日(火)～2020年2月28日(金)
- (8) 券使用期間 2019年10月1日(火)～2020年2月29日(土)
- (9) 券換金期間 2019年10月9日(水)～2020年3月18日(水)
毎週水曜日、但し、令和2年1月1日(水)を除く
- (10) 購 入 対 象 者
 - ① 2019年度市民税非課税者(市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族及び生活保護被保護者等を除く)
 - ② 2016年4月2日～2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

3 商品券取扱厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 未使用の商品券を現金に換金することはできません。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもつり銭は支払わないものとする。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ消費者に認識できるように、その旨を明示してください。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

4 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関の預け入れ
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払(税金、公共料金、振込手数料等)
- (3) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払
- (5) たばこの購入
- (6) 事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業への支払
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5 取扱店申込資格

霧島市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、霧島市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。但し、次の事業者を除く。

- (1) 風営法第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 上記 4「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみ取り扱う事業者。

6 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、告知ツール(ステッカー及びのぼり旗)を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取る時は、「模造品のチェックポイント」を参照に、偽造された商品券でないかどうかを確認し、偽造が疑われる場合には、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに、発行元に報告してください。偽造された商品券は換金いたしません。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (5) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店の責務とする。

7 取扱店申込について

(1) 申込方法

霧島市プレミアム付商品券取扱店募集要項の内容に同意の上、「霧島市プレミアム付商品券取扱店申込書及びのぼり旗発注書」に必要事項を記入し、霧島商工会議所、霧島市商工会(隼人本所、溝辺支所、福山支所、牧園支所、横川支所、霧島支所)に FAX、郵送又は持参してください。

(2) 締切日

8月9日(金)まで

※締切日以降も受け付けますが、「霧島市プレミアム付商品券取扱店名簿」等、利用者向けチラシへの掲載はできませんのでご了承ください。

(3) その他

- ① 市内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗ごと申し込みをしてください。
- ② 9月下旬に取扱店向け説明会を実施予定です。その際、申し込みいただいたのぼり旗を代金と引き換えにお渡しします。

8 商品券の換金

(1) 換金方法

- ① 換金日の前々日にあたる月曜日午後3時までに、「霧島市プレミアム付商品券換金依頼書」に、事業所名、枚数、金額を記入し、FAXで提出してください。
- ② 水曜日午前10時以降に、換金依頼書と商品券を持参いただき、事務局にて枚数確認後、換金を行います。
- ③ 換金額は隼人本所においては銀行小切手で、それ以外は現金にて支払います。
- ④ 換金先は、取扱店登録をおこなった霧島商工会議所、霧島市商工会にて行います。
- ⑤ 換金手数料はかかりません。

(2) 換金期間

毎週水曜日 令和元年10月9日(水)～令和2年3月18日(水)まで

但し令和2年1月1日(水)を除く

※期間を過ぎた場合の換金には一切応じません。

9 その他

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。

【問い合わせ先】

○霧島市 商工観光部 商工振興課	TEL0995-64-0912	fax0995-64-0958
○霧島商工会議所	TEL0995-45-0313	fax0995-45-5662
○霧島市商工会 隼人本所	TEL0995-42-2128	fax0995-42-2129
○霧島市商工会 溝辺支所	TEL0995-59-2358	fax0995-59-2974
○霧島市商工会 福山支所	TEL0995-56-2333	fax0995-56-2925
○霧島市商工会 牧園支所	TEL0995-76-0150	fax0995-76-1988
○霧島市商工会 横川支所	TEL0995-72-0113	fax0995-72-1360
○霧島市商工会 霧島支所	TEL0995-57-0121	fax0995-57-0167